

各級特殊無線技士

(第一級海上特殊無線技士は除く) 特例方式の氏名訂正手続きのご案内

対象となる方

交付年月日(※免許の年月日ではありません。)が平成22年3月31日以前の方。
(プラスチックカードタイプ以外のラミネートタイプ、二つ折りタイプの免許証をお持ちの方)

申請に必要な書類

- 無線従事者訂正申請書
- 写真(縦30mm×横24mm)
- 氏名の変更の事実を証する書類
- 免許証
- 返信先(住所、氏名等)を記載し、切手をちよう付した返信用封筒
(免許証の郵送を希望する場合のみ)
※手数料はかかりません。

氏名の変更の事実を証する書類の例

- ・ 戸籍抄本
 - ・ その他、公の機関が発行した証明書
(いずれもコピー不可)
- ※書類には、旧氏名と新氏名の両方が記載されている必要があります。

申請書に、住民票コード、無線従事者免許証等の番号を記載しても、書類の提出を省略することはできません。

書類の提出先

- ・免許証の交付を受けた総合通信局等
- ・住所地を管轄する総合通信局等

総合通信局等の所在地

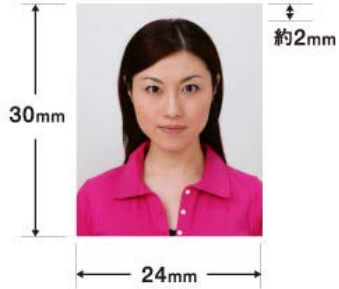
北海道総合通信局	〒060-8795	北海道札幌市北区北8条西2-1-1	札幌第1合同庁舎	011-709-2311 (内線4615)
東北総合通信局	〒980-8795	宮城県仙台市青葉区本町3-2-23	仙台第2合同庁舎	022-221-0666
関東総合通信局	〒102-8795	東京都千代田区九段南1-2-1	九段第3合同庁舎	03-6238-1749
信越総合通信局	〒380-8795	長野県長野市旭町1108	長野第1合同庁舎	026-234-9967
北陸総合通信局	〒920-8795	石川県金沢市広坂2-2-60	金沢広坂合同庁舎	076-233-4461
東海総合通信局	〒461-8795	愛知県名古屋市東区白壁1-15-1	名古屋合同庁舎第3号館	052-971-9186
近畿総合通信局	〒540-8795	大阪府大阪市中央区大手前1-5-44	大阪合同庁舎第1号館	06-6942-8550
中国総合通信局	〒730-8795	広島県広島市中区東白島町19-36		082-222-3353
四国総合通信局	〒790-8795	愛媛県松山市味酒町2-14-4		089-936-5013
九州総合通信局	〒860-8795	熊本県熊本市西区春日2-10-1		096-326-7846
沖縄総合通信事務所	〒900-8795	沖縄県那覇市旭町1-9	カフーナ旭橋B街区 5F	098-865-2315

免許証用の写真について

無線従事者の免許、再交付の申請に使用する写真は、無線従事者規則により下記の大きさとなっています。
また、写真はそのまま免許証に転写されますので、以下の「適当な写真例」、「不適当な写真例」を参考に写真を提出してください。

○適当な写真例

×不適当な写真例（不適当な写真であった場合は、再度提出をお願いする場合があります。）



上三分身より大きいもの



上三分身より小さいもの



目線が正面でないもの



顔が横向きのもの



顔が左右に寄っているもの



顔が左右に傾いているもの



背景の色が濃く人物を特定できないもの



顔に影があるもの



背景があるもの



人物が写り込んでいるもの



影があるもの



著しく変色しているもの



平常の顔貌と著しく異なるもの



幅の広いヘアバンド等により頭部が隠れているもの



照明が眼鏡に反射したもの



サングラスをかけているもの



前髪が目元にかかっているもの



上部余白がないもの

- ・上三分身のもの
- ・申請者本人のみが撮影されたもの
- ・6ヶ月以内に撮影されたもの
- ・縁なしで各寸法を満たしたものの
- ・無帽で正面を向いたものの
- ・背景、影がないもの

